

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や
雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

会社都合退職等による国民健康保険料軽減制度について

軽減を受けるためには『特例対象被保険者等該当届出書』の届出が必要です。
※法改正により、平成27年度の保険料から2年を経過すると保険料の減額ができなくなりました。届出が遅れた場合、保険料が減額できなくなることがありますので、対象となる方はお早めに届出をしてください。

対象者

- (1) 離職日時点の年齢が65歳未満の方
- (2) 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)または雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)のどちらかに該当する方
- (3) 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが以下の方
[11・12・21・22・23・31・32・33・34]

離職者区分	離職理由コード	離職理由例
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

※離職理由等の詳細については、ハローワーク(公共職業安定所)へお尋ねください。

軽減適用とならない方

- 離職時に65歳以上の方
(年齢は、「年齢計算ニ関スル法律」の規定により、誕生日の前日を65歳として判定します。)
- 雇用保険特例受給資格者と雇用保険高年齢受給資格者の方
(雇用保険特例受給資格者証の右上に **特**、雇用保険高年齢受給資格者証に **高** と記載されている)
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由のコードが上記以外の方

軽減額

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。
前年の給与所得を30/100とみなして行います。
※対象となるのは、離職した本人の給与所得のみです。(給与所得以外の所得はそのまま積算します。)

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減の届出をされる方は裏面をご覧ください。

軽減を受けるための届出

『特例対象被保険者等該当届出書』の届出方法について

- ◎ 届 出 先 保険年金課
- ◎ 必要書類 ①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
 ②マイナンバーカード(ない場合は、通知カードと本人確認書類)
 ※①はハローワークで取得するものです。紛失した場合は、ハローワークにて
 再発行を受けてください。
- ◎ 提出方法 ①保険年金課窓口 ※市民センターでは届出ができません。
 ②郵送
 ③電子申請

【郵送による届出の場合】

- ① 必要事項を記入した『特例対象被保険者等該当届出書』
- ② 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知のコピー(表・裏の両面)
- ③ 個人番号を確認できるもので次のA、Bのうちいずれか
 - A マイナンバーカードの写し(表・裏の両面)
 - B 通知カードの写し(表のみ) および本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)

①～③を下記送付先にお送りください。

※ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「離職年月日」欄および「離職理由」欄に記載されている離職理由のコードが修正されている方は、修正の事実の確認が必要なため
続紙もコピーして添付してください。

【電子申請による届出の場合】

右の二次元コードからお進みください。 →

※必要事項を入力し、添付資料をアップ

ロードしてください。



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=131798

◎ 留意事項等

- 個人番号の提出が困難な場合はこちらで確認させていただくことがあります。
- 『特例対象被保険者等該当届出書』の用紙は、保険年金課、各市民センター(藤沢・村岡を除く)にて配布しています。また、保険年金課にお電話いただければ送付いたします。
- 届出に不備等があった場合は、後日保険年金課から連絡または通知いたします。
- 届出受理による軽減の通知は、届出の翌月(届出が4月の場合は6月)に国民健康保険料額通知書兼納入通知書によってお知らせします。

≪事務担当(送付先)≫

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 保険年金課 国保調査担当
電話 0466-50-3574(直通)